

区画漁業権に係る海区漁場計画（素案）

1 免許予定日、申請期間及び存続期間

- (1) 免許予定日 令和5年9月1日
- (2) 申請期間 令和5年 月 日から 月 日まで
- (3) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

2 漁業権ごとの漁場の位置、区域、漁業時期、条件及び関係地区

(1) 海藻養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第1号

(ア) 漁場の位置 横浜市金沢区福浦地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯35度20分33.07秒 東経139度39分28.94秒の所

B 北緯35度21分10.90秒 東経139度39分29.41秒の所

C 北緯35度21分11.23秒 東経139度39分42.76秒の所

D 北緯35度20分32.81秒 東経139度39分42.94秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横浜市中区、南区、磯子区及び金沢区

イ 漁業権の公示番号 区第2号

(ア) 漁場の位置 横須賀市夏島町地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯35度19分52.96秒 東経139度38分36.13秒の所

B 北緯35度19分47.60秒 東経139度39分0.82秒の所

C 北緯35度19分43.03秒 東経139度38分59.53秒の所

D 北緯35度19分48.28秒 東経139度38分34.83秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月15日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横浜市中区、南区、磯子区及び金沢区

ウ 漁業権の公示番号 区第3号

(ア) 漁場の位置 横須賀市三春町地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 16 分 36.22 秒 東経 139 度 41 分 32.74 秒の所

B 北緯 35 度 16 分 29.71 秒 東経 139 度 41 分 43.80 秒の所

C 北緯 35 度 16 分 22.90 秒 東経 139 度 41 分 38.54 秒の所

D 北緯 35 度 16 分 28.95 秒 東経 139 度 41 分 26.91 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年6月15日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

エ 漁業権の公示番号 区第4号

(ア) 漁場の位置 横須賀市大津町地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 16 分 30.68 秒 東経 139 度 41 分 52.18 秒の所

B 北緯 35 度 16 分 28.05 秒 東経 139 度 42 分 6.22 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 59.03 秒 東経 139 度 41 分 49.92 秒の所

D 北緯 35 度 16 分 1.66 秒 東経 139 度 41 分 37.10 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

オ 漁業権の公示番号 区第5号

(ア) 漁場の位置 横須賀市大津町地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F、F G、G H、H I、I J、J K、K L及
びL Aの12直線によって囲まれた区域

点の位置

A 北緯 35 度 16 分 26.50 秒 東経 139 度 42 分 9.03 秒の所

B 北緯 35 度 16 分 20.60 秒 東経 139 度 42 分 55.47 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 49.50 秒 東経 139 度 42 分 50.03 秒の所

D 北緯 35 度 15 分 49.75 秒 東経 139 度 42 分 38.44 秒の所

E 北緯 35 度 15 分 50.11 秒 東経 139 度 42 分 37.22 秒の所

F 北緯 35 度 15 分 50.29 秒 東経 139 度 42 分 29.16 秒の所

G 北緯 35 度 15 分 50.00 秒 東経 139 度 42 分 27.93 秒の所

H 北緯 35 度 15 分 50.36 秒 東経 139 度 42 分 11.73 秒の所

I 北緯 35 度 15 分 52.77 秒 東経 139 度 41 分 56.94 秒の所

- J 北緯 35 度 15 分 58.31 秒 東経 139 度 41 分 58.52 秒の所
K 北緯 35 度 15 分 59.00 秒 東経 139 度 41 分 55.17 秒の所
L 北緯 35 度 16 分 3.93 秒 東経 139 度 41 分 56.68 秒の所
(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで
(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

カ 漁業権の公示番号 区第6号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先
(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK及びKA
の11直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 16 分 14.23 秒 東経 139 度 42 分 54.93 秒の所
B 北緯 35 度 16 分 9.48 秒 東経 139 度 43 分 34.85 秒の所
C 北緯 35 度 15 分 57.13 秒 東経 139 度 43 分 30.25 秒の所
D 北緯 35 度 15 分 56.34 秒 東経 139 度 43 分 26.50 秒の所
E 北緯 35 度 15 分 55.22 秒 東経 139 度 43 分 26.79 秒の所
F 北緯 35 度 15 分 54.72 秒 東経 139 度 43 分 20.85 秒の所
G 北緯 35 度 15 分 53.49 秒 東経 139 度 43 分 20.99 秒の所
H 北緯 35 度 15 分 51.73 秒 東経 139 度 43 分 21.64 秒の所
I 北緯 35 度 15 分 52.09 秒 東経 139 度 43 分 8.68 秒の所
J 北緯 35 度 16 分 1.16 秒 東経 139 度 43 分 5.01 秒の所
K 北緯 35 度 16 分 3.54 秒 東経 139 度 42 分 52.99 秒の所
(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで
(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

キ 漁業権の公示番号 区第7号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先
(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI及びIAの9直線によ
って囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 15 分 54.39 秒 東経 139 度 43 分 33.49 秒の所
B 北緯 35 度 15 分 52.41 秒 東経 139 度 43 分 34.17 秒の所
C 北緯 35 度 15 分 51.08 秒 東経 139 度 43 分 32.19 秒の所
D 北緯 35 度 15 分 48.09 秒 東経 139 度 43 分 22.98 秒の所

E 北緯 35 度 15 分 48.20 秒 東経 139 度 43 分 14.37 秒の所

F 北緯 35 度 15 分 49.32 秒 東経 139 度 43 分 9.69 秒の所

G 北緯 35 度 15 分 51.33 秒 東経 139 度 43 分 9.91 秒の所

H 北緯 35 度 15 分 51.15 秒 東経 139 度 43 分 23.05 秒の所

I 北緯 35 度 15 分 53.46 秒 東経 139 度 43 分 22.18 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

ク 漁業権の公示番号 区第8号

(ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 15 分 56.62 秒 東経 139 度 43 分 32.98 秒の所

B 北緯 35 度 15 分 57.41 秒 東経 139 度 43 分 36.26 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 54.18 秒 東経 139 度 43 分 36.80 秒の所

D 北緯 35 度 15 分 52.56 秒 東経 139 度 43 分 34.39 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

ケ 漁業権の公示番号 区第9号

(ア) 漁場の位置 横須賀市破崎地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 16 分 6.99 秒 東経 139 度 43 分 42.59 秒の所

B 北緯 35 度 16 分 3.89 秒 東経 139 度 43 分 53.54 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 56.73 秒 東経 139 度 43 分 50.37 秒の所

D 北緯 35 度 15 分 59.86 秒 東経 139 度 43 分 39.46 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

コ 漁業権の公示番号 区第10号

(ア) 漁場の位置 横須賀市走水二丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 15 分 48.74 秒 東経 139 度 43 分 55.63 秒の所

B 北緯 35 度 15 分 46.97 秒 東経 139 度 43 分 56.92 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 46.22 秒 東経 139 度 43 分 55.30 秒の所

D 北緯 35 度 15 分 48.02 秒 東経 139 度 43 分 54.15 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

サ 漁業権の公示番号 区第11号

(ア) 漁場の位置 横須賀市伊勢山崎地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 15 分 53.71 秒 東経 139 度 44 分 15.97 秒の所

B 北緯 35 度 15 分 49.68 秒 東経 139 度 44 分 24.21 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 43.73 秒 東経 139 度 44 分 19.93 秒の所

D 北緯 35 度 15 分 47.01 秒 東経 139 度 44 分 11.65 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

シ 漁業権の公示番号 区第12号

(ア) 漁場の位置 横須賀市観音崎地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 15 分 19.04 秒 東経 139 度 44 分 50.89 秒の所

B 北緯 35 度 15 分 16.41 秒 東経 139 度 44 分 51.03 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 16.34 秒 東経 139 度 44 分 48.58 秒の所

D 北緯 35 度 15 分 18.86 秒 東経 139 度 44 分 48.26 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

ス 漁業権の公示番号 区第13号

(ア) 漁場の位置 横須賀市亀崎地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 14 分 50.35 秒 東経 139 度 44 分 21.22 秒の所

B 北緯 35 度 14 分 44.95 秒 東経 139 度 44 分 28.42 秒の所

C 北緯 35 度 14 分 37.21 秒 東経 139 度 44 分 21.22 秒の所

D 北緯 35 度 14 分 43.29 秒 東経 139 度 44 分 11.54 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

セ 漁業権の公示番号 区第14号

(ア) 漁場の位置 横須賀市鳥ヶ埼地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E及びE Aの5直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 14 分 38.29 秒 東経 139 度 44 分 11.86 秒の所

B 北緯 35 度 14 分 34.36 秒 東経 139 度 44 分 19.71 秒の所

C 北緯 35 度 14 分 19.89 秒 東経 139 度 44 分 15.10 秒の所

D 北緯 35 度 14 分 20.04 秒 東経 139 度 44 分 1.06 秒の所

E 北緯 35 度 14 分 26.98 秒 東経 139 度 44 分 0.45 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

ソ 漁業権の公示番号 区第15号

(ア) 漁場の位置 横須賀市鴨居二丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E及びE Aの5直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 14 分 20.72 秒 東経 139 度 43 分 33.13 秒の所

B 北緯 35 度 14 分 27.16 秒 東経 139 度 43 分 59.23 秒の所

C 北緯 35 度 14 分 18.34 秒 東経 139 度 44 分 1.31 秒の所

D 北緯 35 度 14 分 14.17 秒 東経 139 度 43 分 39.43 秒の所

E 北緯 35 度 14 分 15.79 秒 東経 139 度 43 分 34.68 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

タ 漁業権の公示番号 区第 16 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市長瀬三丁目地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 13 分 37.23 秒 東経 139 度 43 分 45.83 秒の所

B 北緯 35 度 13 分 36.01 秒 東経 139 度 43 分 54.15 秒の所

C 北緯 35 度 13 分 29.53 秒 東経 139 度 43 分 52.75 秒の所

D 北緯 35 度 13 分 30.82 秒 東経 139 度 43 分 44.47 秒の所

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市 (長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

チ 漁業権の公示番号 区第 17 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市長瀬三丁目地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E 及び E A の 5 直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 13 分 26.11 秒 東経 139 度 43 分 20.46 秒の所

B 北緯 35 度 13 分 26.65 秒 東経 139 度 43 分 34.13 秒の所

C 北緯 35 度 13 分 17.58 秒 東経 139 度 43 分 35.11 秒の所

D 北緯 35 度 13 分 19.16 秒 東経 139 度 43 分 25.42 秒の所

E 北緯 35 度 13 分 22.65 秒 東経 139 度 43 分 20.82 秒の所

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市 (長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

ツ 漁業権の公示番号 区第 18 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市長瀬三丁目地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 13 分 40.25 秒 東経 139 度 43 分 6.88 秒の所

B 北緯 35 度 13 分 40.98 秒 東経 139 度 43 分 12.97 秒の所

C 北緯 35 度 13 分 35.65 秒 東経 139 度 43 分 14.77 秒の所

D 北緯 35 度 13 分 35.21 秒 東経 139 度 43 分 8.58 秒の所

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

テ 漁業権の公示番号 区第 19 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市久里浜七丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 13 分 33.71 秒 東経 139 度 42 分 54.47 秒の所
- B 北緯 35 度 13 分 32.35 秒 東経 139 度 42 分 58.07 秒の所
- C 北緯 35 度 13 分 28.53 秒 東経 139 度 42 分 55.87 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 29.93 秒 東経 139 度 42 分 52.27 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

ト 漁業権の公示番号 区第 20 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市久里浜八丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 13 分 16.75 秒 東経 139 度 43 分 14.26 秒の所
- B 北緯 35 度 13 分 14.33 秒 東経 139 度 43 分 17.47 秒の所
- C 北緯 35 度 13 分 10.99 秒 東経 139 度 43 分 13.72 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 13.40 秒 東経 139 度 43 分 10.52 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

ナ 漁業権の公示番号 区第 21 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市野比地先
- (イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E 及び E A の 5 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 12 分 14.29 秒 東経 139 度 41 分 24.43 秒の所
- B 北緯 35 度 12 分 4.53 秒 東経 139 度 40 分 55.27 秒の所
- C 北緯 35 度 11 分 59.13 秒 東経 139 度 40 分 48.00 秒の所
- D 北緯 35 度 12 分 3.63 秒 東経 139 度 40 分 43.46 秒の所

- E 北緯 35 度 12 分 24.48 秒 東経 139 度 41 分 18.34 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

二 漁業権の公示番号 区第 22 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市津久井地先
- (イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 11 分 48.04 秒 東経 139 度 40 分 47.81 秒の所
- B 北緯 35 度 11 分 33.28 秒 東経 139 度 40 分 27.73 秒の所
- C 北緯 35 度 11 分 45.06 秒 東経 139 度 40 分 15.20 秒の所
- D 北緯 35 度 11 分 59.02 秒 東経 139 度 40 分 36.12 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

ヌ 漁業権の公示番号 区第 23 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町上宮田地先
- (イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F及びF Aの6直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 11 分 24.82 秒 東経 139 度 39 分 51.04 秒の所
- B 北緯 35 度 11 分 17.19 秒 東経 139 度 39 分 59.14 秒の所
- C 北緯 35 度 11 分 2.57 秒 東経 139 度 39 分 50.50 秒の所
- D 北緯 35 度 10 分 58.08 秒 東経 139 度 39 分 35.67 秒の所
- E 北緯 35 度 11 分 0.56 秒 東経 139 度 39 分 25.45 秒の所
- F 北緯 35 度 11 分 6.39 秒 東経 139 度 39 分 28.90 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町上宮田

ネ 漁業権の公示番号 区第 24 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町菊名地先
- (イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E及びE Aの5直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 10 分 49.69 秒 東経 139 度 39 分 27.25 秒の所
- B 北緯 35 度 10 分 47.81 秒 東経 139 度 39 分 33.62 秒の所
- C 北緯 35 度 10 分 40.83 秒 東経 139 度 39 分 47.26 秒の所
- D 北緯 35 度 10 分 34.17 秒 東経 139 度 39 分 42.04 秒の所
- E 北緯 35 度 10 分 44.03 秒 東経 139 度 39 分 22.78 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名

ノ 漁業権の公示番号 区第 25 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町金田地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 10 分 24.59 秒 東経 139 度 39 分 46.36 秒の所
- B 北緯 35 度 10 分 23.08 秒 東経 139 度 39 分 48.92 秒の所
- C 北緯 35 度 10 分 19.88 秒 東経 139 度 39 分 46.18 秒の所
- D 北緯 35 度 10 分 21.43 秒 東経 139 度 39 分 43.63 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名

ハ 漁業権の公示番号 区第 26 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町金田地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F及びF Aの6直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 10 分 0.65 秒 東経 139 度 39 分 41.65 秒の所
- B 北緯 35 度 9 分 59.61 秒 東経 139 度 39 分 58.75 秒の所
- C 北緯 35 度 9 分 43.91 秒 東経 139 度 40 分 19.84 秒の所
- D 北緯 35 度 9 分 33.44 秒 東経 139 度 40 分 26.07 秒の所
- E 北緯 35 度 9 分 32.21 秒 東経 139 度 40 分 18.04 秒の所
- F 北緯 35 度 9 分 46.65 秒 東経 139 度 39 分 41.97 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名

ヒ 漁業権の公示番号 区第 27 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 8 分 57.15 秒 東経 139 度 40 分 50.34 秒の所

B 北緯 35 度 8 分 56.83 秒 東経 139 度 40 分 59.66 秒の所

C 北緯 35 度 8 分 50.42 秒 東経 139 度 40 分 58.22 秒の所

D 北緯 35 度 8 分 51.10 秒 東経 139 度 40 分 48.97 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪

フ 漁業権の公示番号 区第 28 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 8 分 29.72 秒 東経 139 度 40 分 18.98 秒の所

B 北緯 35 度 8 分 29.18 秒 東経 139 度 40 分 23.12 秒の所

C 北緯 35 度 8 分 26.69 秒 東経 139 度 40 分 22.58 秒の所

D 北緯 35 度 8 分 26.52 秒 東経 139 度 40 分 18.26 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪

へ 漁業権の公示番号 区第 29 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 8 分 33.68 秒 東経 139 度 39 分 58.24 秒の所

B 北緯 35 度 8 分 33.21 秒 東経 139 度 40 分 2.96 秒の所

C 北緯 35 度 8 分 29.65 秒 東経 139 度 40 分 2.38 秒の所

D 北緯 35 度 8 分 30.15 秒 東経 139 度 39 分 57.67 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪

ホ 漁業権の公示番号 区第 30 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E、E F 及び F A の 6 直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 8 分 37.28 秒 東経 139 度 39 分 53.71 秒の所

B 北緯 35 度 8 分 36.99 秒 東経 139 度 39 分 55.25 秒の所

C 北緯 35 度 8 分 31.99 秒 東経 139 度 39 分 57.92 秒の所

D 北緯 35 度 8 分 23.06 秒 東経 139 度 39 分 55.11 秒の所

E 北緯 35 度 8 分 23.35 秒 東経 139 度 39 分 53.56 秒の所

F 北緯 35 度 8 分 32.31 秒 東経 139 度 39 分 56.37 秒の所

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪

マ 漁業権の公示番号 区第 31 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 8 分 19.71 秒 東経 139 度 39 分 50.75 秒の所

B 北緯 35 度 8 分 18.56 秒 東経 139 度 39 分 53.38 秒の所

C 北緯 35 度 8 分 15.57 秒 東経 139 度 39 分 51.47 秒の所

D 北緯 35 度 8 分 16.69 秒 東経 139 度 39 分 48.85 秒の所

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪

ミ 漁業権の公示番号 区第 32 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町毘沙門地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 8 分 28.46 秒 東経 139 度 39 分 53.78 秒の所

B 北緯 35 度 8 分 28.21 秒 東経 139 度 39 分 54.97 秒の所

C 北緯 35 度 8 分 19.60 秒 東経 139 度 39 分 52.48 秒の所

D 北緯 35 度 8 分 20.11 秒 東経 139 度 39 分 48.52 秒の所

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
(オ) 関係地区 三浦市南下浦町毘沙門

ム 漁業権の公示番号 区第 33 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市三崎町諸磯地先
(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 9 分 25.92 秒 東経 139 度 36 分 47.44 秒の所
B 北緯 35 度 9 分 25.23 秒 東経 139 度 36 分 50.90 秒の所
C 北緯 35 度 9 分 24.01 秒 東経 139 度 36 分 50.40 秒の所
D 北緯 35 度 9 分 24.65 秒 東経 139 度 36 分 46.94 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
(オ) 関係地区 三浦市三崎町諸磯のうち白須、新堀及び旧浜諸磯の区域

メ 漁業権の公示番号 区第 34 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市三崎町小網代地先
(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 9 分 52.02 秒 東経 139 度 36 分 48.16 秒の所
B 北緯 35 度 9 分 48.96 秒 東経 139 度 37 分 5.69 秒の所
C 北緯 35 度 9 分 45.46 秒 東経 139 度 37 分 3.90 秒の所
D 北緯 35 度 9 分 49.28 秒 東経 139 度 36 分 47.26 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
(オ) 関係地区 三浦市三崎町小網代

モ 漁業権の公示番号 区第 35 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市三崎町小網代地先
(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 9 分 55.22 秒 東経 139 度 37 分 3.86 秒の所
B 北緯 35 度 9 分 54.43 秒 東経 139 度 37 分 13.33 秒の所
C 北緯 35 度 9 分 52.09 秒 東経 139 度 37 分 13.07 秒の所
D 北緯 35 度 9 分 52.74 秒 東経 139 度 37 分 3.53 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年6月30日まで
- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 関係地区 三浦市三崎町小網代

ヤ 漁業権の公示番号 区第36号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市長井三丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E、E F、F G、G H、H I、I J及びJ Aの10直線によって囲まれた区域

点の位置

- A 北緯35度12分43.23秒 東経139度36分43.88秒の所
 - B 北緯35度12分41.54秒 東経139度36分53.13秒の所
 - C 北緯35度12分37.07秒 東経139度37分9.01秒の所
 - D 北緯35度12分28.69秒 東経139度37分7.42秒の所
 - E 北緯35度12分34.84秒 東経139度36分55.72秒の所
 - F 北緯35度12分36.75秒 東経139度36分47.73秒の所
 - G 北緯35度12分36.57秒 東経139度36分45.25秒の所
 - H 北緯35度12分38.23秒 東経139度36分45.71秒の所
 - I 北緯35度12分38.01秒 東経139度36分42.51秒の所
 - J 北緯35度12分39.45秒 東経139度36分42.37秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年6月15日まで
 - (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
 - (オ) 関係地区 横須賀市長井

ユ 漁業権の公示番号 区第37号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市長井地先
- (イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E及びE Aの5直線によって囲まれた区域

点の位置

- A 北緯35度12分36.93秒 東経139度37分19.38秒の所
 - B 北緯35度12分36.86秒 東経139度37分24.60秒の所
 - C 北緯35度12分32.83秒 東経139度37分28.91秒の所
 - D 北緯35度12分30.20秒 東経139度37分24.99秒の所
 - E 北緯35度12分28.51秒 東経139度37分17.72秒の所
- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年3月31日まで
 - (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
 - (オ) 関係地区 横須賀市長井

ヨ 漁業権の公示番号 区第 38 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市長井三丁目地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E、E F、F G、G H 及び H A の 8 直線によって囲まれた区域

点の位置

A 北緯 35 度 12 分 54.10 秒 東経 139 度 36 分 52.55 秒の所

B 北緯 35 度 12 分 48.63 秒 東経 139 度 37 分 14.88 秒の所

C 北緯 35 度 12 分 44.38 秒 東経 139 度 37 分 13.98 秒の所

D 北緯 35 度 12 分 40.49 秒 東経 139 度 37 分 12.53 秒の所

E 北緯 35 度 12 分 43.52 秒 東経 139 度 36 分 55.11 秒の所

F 北緯 35 度 12 分 47.15 秒 東経 139 度 36 分 56.69 秒の所

G 北緯 35 度 12 分 49.75 秒 東経 139 度 36 分 51.66 秒の所

H 北緯 35 度 12 分 52.63 秒 東経 139 度 36 分 51.73 秒の所

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市長井

ヲ 漁業権の公示番号 区第 39 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市松越鼻地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 12 分 56.66 秒 東経 139 度 37 分 11.38 秒の所

B 北緯 35 度 12 分 52.92 秒 東経 139 度 37 分 16.86 秒の所

C 北緯 35 度 12 分 49.42 秒 東経 139 度 37 分 11.85 秒の所

D 北緯 35 度 12 分 52.48 秒 東経 139 度 37 分 6.95 秒の所

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 4 月 30 日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷

リ 漁業権の公示番号 区第 40 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市松越鼻地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 13 分 12.36 秒 東経 139 度 37 分 0.08 秒の所

B 北緯 35 度 13 分 5.77 秒 東経 139 度 37 分 6.52 秒の所

- C 北緯 35 度 12 分 59.65 秒 東経 139 度 36 分 57.27 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 6.24 秒 東経 139 度 36 分 50.83 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年4月30日まで
- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 関係地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷

ル 漁業権の公示番号 区第 41 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市夷殿鼻地先
- (イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 13 分 55.30 秒 東経 139 度 35 分 47.25 秒の所
- B 北緯 35 度 13 分 56.35 秒 東経 139 度 35 分 53.05 秒の所
- C 北緯 35 度 13 分 51.60 秒 東経 139 度 35 分 54.34 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 50.55 秒 東経 139 度 35 分 48.51 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年4月30日まで
- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 関係地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷

レ 漁業権の公示番号 区第 42 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市梵天ノ鼻地先
- (イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 14 分 35.37 秒 東経 139 度 35 分 15.93 秒の所
- B 北緯 35 度 14 分 23.49 秒 東経 139 度 35 分 34.76 秒の所
- C 北緯 35 度 14 分 20.11 秒 東経 139 度 35 分 30.22 秒の所
- D 北緯 35 度 14 分 31.56 秒 東経 139 度 35 分 11.76 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年4月30日まで
- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 関係地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷

ロ 漁業権の公示番号 区第 43 号

- (ア) 漁場の位置 三浦郡葉山町堀内地先
- (イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 16 分 28.12 秒 東経 139 度 33 分 39.77 秒の所

- B 北緯 35 度 16 分 23.95 秒 東経 139 度 33 分 48.81 秒の所
- C 北緯 35 度 16 分 21.90 秒 東経 139 度 33 分 45.72 秒の所
- D 北緯 35 度 16 分 25.64 秒 東経 139 度 33 分 37.83 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 関係地区 三浦郡葉山町

ワ 漁業権の公示番号 区第 44 号

- (ア) 漁場の位置 三浦郡葉山町堀内地先
- (イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E 及び E A の 5 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 16 分 39.72 秒 東経 139 度 33 分 58.71 秒の所
- B 北緯 35 度 16 分 41.16 秒 東経 139 度 34 分 4.36 秒の所
- C 北緯 35 度 16 分 27.15 秒 東経 139 度 34 分 3.25 秒の所
- D 北緯 35 度 16 分 24.38 秒 東経 139 度 33 分 55.33 秒の所
- E 北緯 35 度 16 分 29.09 秒 東経 139 度 33 分 52.74 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 関係地区 三浦郡葉山町

ヲ 漁業権の公示番号 区第 45 号

- (ア) 漁場の位置 三浦郡葉山町堀内地先
- (イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 16 分 52.82 秒 東経 139 度 33 分 55.15 秒の所
- B 北緯 35 度 16 分 53.54 秒 東経 139 度 33 分 59.25 秒の所
- C 北緯 35 度 16 分 45.44 秒 東経 139 度 34 分 1.34 秒の所
- D 北緯 35 度 16 分 44.68 秒 東経 139 度 33 分 57.49 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 関係地区 三浦郡葉山町

ア' 漁業権の公示番号 区第 46 号

- (ア) 漁場の位置 逗子市新宿地先
- (イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

A 北緯 35 度 17 分 26.98 秒 東経 139 度 33 分 57.85 秒の所

B 北緯 35 度 17 分 20.18 秒 東経 139 度 34 分 2.42 秒の所

C 北緯 35 度 17 分 7.44 秒 東経 139 度 33 分 48.63 秒の所

D 北緯 35 度 17 分 14.56 秒 東経 139 度 33 分 45.86 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 逗子市

イ' 漁業権の公示番号 区第 47 号

(ア) 漁場の位置 鎌倉市材木座六丁目地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

A 北緯 35 度 18 分 7.34 秒 東経 139 度 32 分 41.24 秒の所

B 北緯 35 度 18 分 0.17 秒 東経 139 度 32 分 54.34 秒の所

C 北緯 35 度 17 分 35.01 秒 東経 139 度 32 分 31.81 秒の所

D 北緯 35 度 17 分 41.92 秒 東経 139 度 32 分 18.45 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 鎌倉市（腰越、七里ガ浜及び植木を除く。）

ウ' 漁業権の公示番号 区第 48 号

(ア) 漁場の位置 鎌倉市坂ノ下地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

A 北緯 35 度 18 分 18.90 秒 東経 139 度 32 分 15.18 秒の所

B 北緯 35 度 18 分 12.56 秒 東経 139 度 32 分 27.99 秒の所

C 北緯 35 度 17 分 46.35 秒 東経 139 度 32 分 10.57 秒の所

D 北緯 35 度 17 分 51.36 秒 東経 139 度 32 分 0.96 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 鎌倉市（腰越、七里ガ浜及び植木を除く。）

エ' 漁業権の公示番号 区第 49 号

(ア) 漁場の位置 鎌倉市腰越地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 17 分 36.05 秒 東経 139 度 30 分 37.83 秒の所

B 北緯 35 度 17 分 41.89 秒 東経 139 度 29 分 54.96 秒の所

C 北緯 35 度 17 分 59.89 秒 東経 139 度 29 分 58.12 秒の所

D 北緯 35 度 17 分 57.04 秒 東経 139 度 30 分 41.54 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 鎌倉市腰越、七里ガ浜及び植木

オ' 漁業権の公示番号 区第50号

(ア) 漁場の位置 藤沢市江の島地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 17 分 36.34 秒 東経 139 度 28 分 22.98 秒の所

B 北緯 35 度 17 分 38.79 秒 東経 139 度 28 分 14.41 秒の所

C 北緯 35 度 17 分 43.83 秒 東経 139 度 28 分 16.60 秒の所

D 北緯 35 度 17 分 41.38 秒 東経 139 度 28 分 25.17 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 藤沢市江の島、片瀬海岸及び片瀬

カ' 漁業権の公示番号 区第51号

(ア) 漁場の位置 茅ヶ崎市姥ヶ島地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 18 分 36.82 秒 東経 139 度 24 分 44.92 秒の所

B 北緯 35 度 18 分 36.90 秒 東経 139 度 24 分 52.95 秒の所

C 北緯 35 度 18 分 25.37 秒 東経 139 度 24 分 53.13 秒の所

D 北緯 35 度 18 分 25.30 秒 東経 139 度 24 分 45.18 秒の所

(ウ) 漁業時期 11月1日から翌年4月15日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 茅ヶ崎市

(2) 二枚貝養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第52号

(ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 15 分 53.60 秒 東経 139 度 43 分 32.95 秒の所

B 北緯 35 度 15 分 53.78 秒 東経 139 度 43 分 33.70 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 53.13 秒 東経 139 度 43 分 33.88 秒の所

D 北緯 35 度 15 分 52.95 秒 東経 139 度 43 分 33.13 秒の所

(ウ) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

(エ) 条 件 なし

(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

イ 漁業権の公示番号 区第53号

(ア) 漁場の位置 横須賀市走水二丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 15 分 48.67 秒 東経 139 度 43 分 53.75 秒の所

B 北緯 35 度 15 分 48.06 秒 東経 139 度 43 分 54.11 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 47.77 秒 東経 139 度 43 分 53.43 秒の所

D 北緯 35 度 15 分 48.34 秒 東経 139 度 43 分 53.04 秒の所

(ウ) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

(エ) 条 件 なし

(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

ウ 漁業権の公示番号 区第54号

(ア) 漁場の位置 横須賀市鴨居二丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 14 分 17.59 秒 東経 139 度 43 分 44.50 秒の所

B 北緯 35 度 14 分 17.01 秒 東経 139 度 43 分 42.23 秒の所

C 北緯 35 度 14 分 19.50 秒 東経 139 度 43 分 41.33 秒の所

D 北緯 35 度 14 分 20.07 秒 東経 139 度 43 分 43.60 秒の所

(ウ) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

(エ) 条 件 なし

(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

エ 漁業権の公示番号 区第 55 号

(ア) 漁場の位置 足柄下郡真鶴町岩地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E 及び E A の 5 直線によって囲まれた区域

A 北緯 35 度 9 分 48.18 秒 東経 139 度 8 分 45.83 秒の所

B 北緯 35 度 9 分 29.28 秒 東経 139 度 8 分 42.83 秒の所

C 北緯 35 度 9 分 28.36 秒 東経 139 度 9 分 2.68 秒の所

D 北緯 35 度 9 分 49.27 秒 東経 139 度 9 分 5.96 秒の所

(ウ) 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 条 件 なし

(オ) 関係地区 足柄下郡真鶴町岩

(3) 海藻・二枚貝養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第 56 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市夏島町地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E、E F 及び F A の 6 直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 18 分 45.86 秒 東経 139 度 38 分 52.47 秒の所

B 北緯 35 度 18 分 42.73 秒 東経 139 度 38 分 52.72 秒の所

C 北緯 35 度 18 分 41.36 秒 東経 139 度 38 分 49.48 秒の所

D 北緯 35 度 18 分 41.22 秒 東経 139 度 38 分 44.66 秒の所

E 北緯 35 度 18 分 43.52 秒 東経 139 度 38 分 44.48 秒の所

F 北緯 35 度 18 分 45.57 秒 東経 139 度 38 分 46.46 秒の所

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

イ 漁業権の公示番号 区第 57 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市猿島地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 17 分 0.49 秒 東経 139 度 41 分 29.90 秒の所

B 北緯 35 度 16 分 54.94 秒 東経 139 度 41 分 54.99 秒の所

C 北緯 35 度 16 分 50.59 秒 東経 139 度 41 分 54.31 秒の所

D 北緯 35 度 16 分 56.20 秒 東経 139 度 41 分 29.32 秒の所

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 6 月 15 日まで

- (エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

ウ 漁業権の公示番号 区第 58 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市旗山崎地先
(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 15 分 55.25 秒 東経 139 度 44 分 3.76 秒の所
B 北緯 35 度 15 分 53.85 秒 東経 139 度 44 分 5.35 秒の所
C 北緯 35 度 15 分 52.74 秒 東経 139 度 44 分 3.11 秒の所
D 北緯 35 度 15 分 53.63 秒 東経 139 度 44 分 2.07 秒の所

- (ウ) 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
(エ) 条 件 なし
(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

エ 漁業権の公示番号 区第 59 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市走水伊勢山崎地先
(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 15 分 48.52 秒 東経 139 度 44 分 2.04 秒の所
B 北緯 35 度 15 分 47.69 秒 東経 139 度 44 分 3.87 秒の所
C 北緯 35 度 15 分 46.36 秒 東経 139 度 44 分 3.26 秒の所
D 北緯 35 度 15 分 48.06 秒 東経 139 度 44 分 0.56 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

オ 漁業権の公示番号 区第 60 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市西浦賀町地先
(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E 及び E A の 5 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 14 分 12.80 秒 東経 139 度 43 分 36.37 秒の所
B 北緯 35 度 14 分 11.00 秒 東経 139 度 43 分 41.44 秒の所
C 北緯 35 度 14 分 7.58 秒 東経 139 度 43 分 47.20 秒の所
D 北緯 35 度 14 分 1.03 秒 東経 139 度 43 分 41.44 秒の所

E 北緯 35 度 14 分 7.51 秒 東経 139 度 43 分 33.74 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 条 件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）